

## はつかいちワイン特区

都道府県名：	広島県	
申請主体名：	廿日市市	
区域の範囲：	廿日市市の全域	
特区の概要：	<p>廿日市市は年間約400万人の観光客が訪れる世界的な観光地である宮島を有しているが、観光客一人当たりの観光消費額が少ないことが課題である。宮島以外にも数多く存在する地域資源の潜在力や可能性を最大限に活用した地域ブランド創出等による地域経済活性化が期待される。</p> <p>特区を活用した果実酒を製造し、農家レストランなどで本市の水産物（牡蠣、あさり、ムール貝等）、農産物（ほうれん草、舞茸、あわび茸等）等の地域資源とともに提供することが新たな観光コンテンツとなり、観光客の滞在時間延長、観光消費額の増加に繋がる。また事業者の産業連関により地域の活性化を図る。</p>	
適用される規制の特例措置：	特定農業者による特定酒類の製造事業	



宮島のぶどう農園から見る瀬戸内海



中山間地域の観光農園で栽培されたぶどう